

## 第27回新市民会館整備等調査特別委員会会議記録

日 時 令和4年3月22日（火曜日）  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前11時 3分 開議  
午前11時35分 散会

付託事件

議案第33号, 議案第34号

### 1 本日の会議に付した事件

- (1) 議案第33号 財産の取得について（水戸市民会館舞台照明機器（その1））
- (2) 議案第34号 財産の取得について（水戸市民会館舞台照明機器（その2））

### 2 出席委員（26名）

委員長	渡 辺 政 明 君	副委員長	高 倉 富 士 男 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	萩 谷 慎 一 君
委員	土 田 記 代 美 君	委員	田 中 真 己 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	佐 藤 昭 雄 君
委員	綿 引 健 君	委員	木 本 信 太 郎 君
委員	後 藤 通 子 君	委員	森 正 慶 君
委員	鈴 木 宣 子 君	委員	黒 木 勇 君
委員	飯 田 正 美 君	委員	小 泉 康 二 君
委員	大 津 亮 一 君	委員	内 藤 丈 男 君
委員	栗 原 文 隆 君	委員	袴 塚 孝 雄 君
委員	五 十 嵐 博 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	安 藏 栄 君	委員	田 口 米 蔵 君
委員	松 本 勝 久 君	委員	福 島 辰 三 君

### 3 欠席委員（1名）

委員 田 口 文 明 君

### 4 委員外議員出席者（1名）

議長 須 田 浩 和 君

### 5 参考人として出席した者（1名）

公益財団法人  
水 戸 市  
芸術振興財団  
常 務 理 事  
大 津 良 夫 君

### 6 説明のため出席した者の職, 氏名

副 市 長 田 尻 充 君 副 市 長 秋 葉 宗 志 君

市長公室長	小田木健治君	政策企画課長	宮川孝光君
交通政策課長	川上悟君		
総務部長	園部孝雄君		
財務部長	白田敏範君	財務部参事兼 財政課長	梅澤正樹君
契約検査課長	鈴木和男君		
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部長 副部長	小嶋いつみ君
市民協働部 技監	太田達彦君	文化交流課長	沼田誠君
新市民会館 整備課長	須藤文彦君		
産業経済部長	鈴木吉昭君	産業経済部参事兼 商工課長	長谷川昌人君
建設部長	渡邊雅之君	建築課長	大和田聡君
都市計画部長	加藤久人君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大和直文君
都市計画課長	平澤俊之君		

7 事務局職員出席者

事務局長	小嶋正徳君	事務局次長 兼総務課長	天野純一君
議事課長	大嶋実君	法制調査係長	富岡淳君
書記	武田侑未子君	書記	堀江良君

午前11時 3分 開議

○渡辺委員長 引き続き、御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまより第27回新市民会館整備等調査特別委員会を開催いたします。

議事に先立ちまして、田口文明委員が所用のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

本日は参考人として、公益財団法人水戸市芸術振興財団、大津常務理事に御出席をいただいておりますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第33号ほか1件であります。

お諮りをいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第33号ほか1件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案については一通りの説明を受けましたので、これより質疑を行います。

議案第33号 財産の取得について（水戸市民会館舞台照明機器（その1））及び議案第34号 財産の取得について（水戸市民会館舞台照明機器（その2））につきましては、議案の説明と同様に、一括して質疑を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

議案第33号及び議案第34号について、質疑のある方は御発言を願います。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 機材のほうについてはよく分かりませんので質問できないんですけども、まず議案第33号のほうでは、入札調書の中で10件あるうち辞退が5件ありますが、ちょっとこれは普通なのか、どういう理由なのかということと、もう一つは、議案第34号のほうでは、同じく10件あるうち辞退は2件であるんですけども、無効というのがありまして、これがどういう理由なのかをちょっとお聞かせいただければと思います。

○渡辺委員長 それでは、今の質問、入札の辞退が5件ということについて、御答弁を願います。

須藤新市民会館整備課長。

○須藤新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

資料の7ページを御覧いただきたいと思います。

まず、舞台照明機器（その1）の入札調書につきましては、委員御指摘のとおり辞退が発生しておりますけれども、その内容について理由を確認いたしましたところ、指定メーカーとの取引実績がないため辞退したということが確認できました。

続きまして、8ページ目、最後のページになりますけれども、舞台照明機器（その2）に係る入札調書の中で、無効という表記があるものにつきましては、辞退届出がないまま入札が行われたものです。

○渡辺委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 そうすると、その1のほうの5つの辞退、これはあらかじめ分かっていたということですか。もう一度。

○渡辺委員長 これは入札する前に、メーカーとの取引がなかったのを知らなかったのかということですね。須藤課長。

○須藤新市民会館整備課長 改めてお答えいたします。

7ページの舞台照明機器（その1）のほうの入札調書につきまして、物品の外注に当たりましては200万円以上の予定価格の分について10社の事業者を指名させていただいております。舞台照明機器（その2）の事業者と重複しないように10社ずつ選定させていただいたところでございますけれども、入札の段階になりまして辞退という形で複数の業者が取引実績がないということが分かった次第でございます。

○渡辺委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 こういうことというのは、入札の中では普通にあり得るという認識でよろしいんですか。

○渡辺委員長 商品を扱っていなかったのを承知して入札に入ったかどうかということじゃないかと思うんですよね。

須藤課長。

○須藤新市民会館整備課長 お答えします。

参考見積りの徴取の前の段階で取引実績があるかどうかということを確認した事業者はございましたけれども、この20社全てについて調査をしているということではないことから、このような結果になったものでございまして、入札の結果といたしましては適正なものであったと考えております。

以上です。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これ入札する意思はあったんですね、この方はね。指名じゃないから。登録だから。だから入札するよと言っておきながら、やっぱりやめたということは、この入札制度を何だと思っているんだと思う。この業者というのは。明らかにやると見せておいて、やめたという話は商業上ないからね、普通は。こういう状況があることについて、この入札を監督している人は誰もいないの、ここにいないの。こういう場合に何のペナルティーも考えていないの。ただばかにされて終わり、おかしくないですか。だって入札しますよって自ら手を挙げているんでしょう。やる気があるんだから手を上げるのが普通でしょう。ということは、逆に言うと、1位の人から迫害をされちゃうから、これやめたんだっていう言い方にも取れるんです。

だから、こういうのは入札の妨害だ。明らかに競争妨害。5割の人が。これについて、あなたの部署は何も考えないの。おかしくないの。

○渡辺委員長 福島委員。

○福島委員 この入札に関して、通常、ブロック工事ならば現場説明というのをやるんだよね。だからそれと同じように入札する場合に、指名業者にこの内容の説明というのをやって、そこに参加していると思うんです。その前に、参加申込書を出しているわけでしょう。だから指名をかけたんでしょう。建設部と行って現場でこういうものをやるんですという説明もやったんでしょう。そのときはずっと参加していたんでしょう。で、本入札を開始して辞退が来たの。その経過を。委員長、我々議員誰もが不思議に思っているのは、

何でこんなに辞退したんだということ。どういう指名をかけて、どういう説明をして、どの時点で、通常ならば指名をかければ一般競争入札よりも金額が高かったと、だからあなたは駄目でしたというなら分かる。説明されたり、水戸市へ申し込んでおいて、それで今度はやめましたという、今までずっと指名をかけて現場説明というか、この内容を説明して、そして納期や何かもやって、そういうのを全部やって急遽辞退ということなんでしょう。だからその経緯をちょっと教えてください。

○渡辺委員長 それでは、これ契約のほうの鈴木課長でよろしいですか。

鈴木契約検査課長。

○鈴木契約検査課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

まず、経過ですが、今回の金額でいいますと参考見積りを徴取しまして予定価格を決定することになりますので、12月8日に参考見積徴取調査を3社各々指名しまして参考見積りを聴取しました。その後、令和4年1月5日、今度は各々10社ずつ、予定価格が200万円を超えるものは10社ずつの指名が必要ですので、こちらから10社ずつの業者を選定して指名をかけて、仕様書も10社の方にお送りして入札参加の依頼をしたという形になっております。その後、1月28日に開札になるわけですが、辞退をした業者さんに関しては、その28日までの間、具体的には27日までに辞退届が提出されて辞退になります。ということでございますので、一般競争入札のように相手方が参加を申し出て、指名になるという形ではございません。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これ指名入札だって今言ったよね。それで、じゃ市から10社なければ指名が駄目だという話をしたでしょう。これ、10社応札していないじゃない。これ何、あなた方が10社選べばそれでいいの、参加してもしなくても。そうしたら10社という基準はおかしくないの。だって自分で好き勝手に選んでおいて、10社を選んだからここがもう正解なんだという言い方でしょう、今の言い方は。だけれども、あなた方が好き勝手に選んで10社指名したから、これは成立ですよという説明はおかしくないか。入札というのはあくまでも応札したところが10社なかったら競争にならないよ。10社の基準を満たしていないんだから。それとも名前だけ登録すればいいという話なの。水戸市の基準は。おかしくないか。

○渡辺委員長 鈴木課長、今のお話を分かりやすく答弁してください。

鈴木課長。

○鈴木契約検査課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えします。

今回の10社選定の基準というか考え方ですが、まず一番最初に参考見積りを徴取する段階で、今回どちらの議案も、どここのメーカーのこういうものと、そういう形になっておりますので、そちらのメーカーの方に、水戸市内の業者さんに対して、今まで取引がない方でもそういうところから発注があれば品物を卸すことは可能かというような聞き取りをいたしまして、それは可能だというお話を確認した上で、今回の登録業種であります電気設備機器の業種に登録している業者様、水戸市内の業者様を選んでおります。

そのほかに、電気設備機器の実績が多い業者様、そういうところも選んで、水戸市内から10社ずつ選んでおります。その後、指名をしまして、入札という流れになっていきますので、ただ名簿登録がある方ということではなく、今までの実績とかそういうものを考慮して指名をしているところでございます。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 一番最初は、誰でも参加できるように水戸市内の業者で電気設備登録をしているところを選んだんだと説明しているんだよ。その次になったら今度は実績になっちゃったんだよ。今あなたが説明したのは、最初は、10社を選んだ理由は電気設備登録しているところから選んだんだと言っている。でも、最後には実績のあるところという話をしているわけ。これ二枚舌じゃないの。

もう一つ、参考見積りを3社取ったと言いましたよね。参考見積りはどこどこどこから取りましたか。

○渡辺委員長 鈴木課長。

○鈴木契約検査課長 ただいまの御質問にお答えします。

参考見積りの徴取業者でございますが、まず舞台照明機器（その1）のほうでございますが、高島通信電設とジャスト、あと入江電機工業所の3社でございます。

続きまして、舞台照明機器（その2）でございますが、第一設備工業、センター電機、東洋電機の3社でございます。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 参考見積りの取り方に僕は気をつけていただきたいと思う。というのは、物品の場合、一番最初に参考見積りで出すときに、一番最初に免許のあるところと交渉して、ある程度成立すれば、もうそこ以上には安く出ないんだよ、メーカーというのは、そういう仕組みなんだこれ、しようがない。だから一番最初に行ったところがもう参考見積りの中に入れて、当然取れちゃうんだよ。それはなぜかという、メーカーの出向がそういうふうな形になっている。だから、3社で参考価格を取るということには、非常に気をつけていただきたい。それから、入札だから、やはり5割の人が辞退するというのはこれ異常だよ。課長さんはどう思っているか分からないけれども、一般にお付き合いだって出すよ、普通は。普通の入札というのは、次のこともあるので業者はお付き合いだって出す。それが5割も応札していない。参考見積りを取った中で辞退になっている会社が1社ある。これだけでも取れないと誰も思う。そういうことなんだよ業界って。だから、もう少し入札の考え方、基準を変えたほうがいい。あのね、辞退した人には申し訳ないけれども、ペナルティーとして次回は参加できないとか、そういうことをやらないと、これどんどん辞退者が増えたり、入札の方法がおかしくなっちゃう。申し訳ないけれども。しっかりした入札管理をしていただきたい。それから参考見積りを取るのを、これ担当課が取ったのかどうか分からないけれども、この業者さんも知らないわけじゃないからあまり言いたくはないけれども、やはり十分配慮していただきたいと思う。というのは、入札は公平で公正でなきゃ駄目なの。だから、みんなが参加できて、競争の原理が働くということ。このことをするためにどうすればいいのかということをしっかりもう一度考えていただきたい。

言っておきますけれども、半分の会社が辞退しているなんていう入札は、ここのところ水戸市ではないよ。1社、2社はある、確かに。だけれども、10社を指名して5社が辞退だなんていうのはあり得ない。それは選定基準が間違っただけ。物品だったら一般競争入札だってよかったんだもん。それで市内業者に限るとすればいいんだから。そうすれば一社入札だってあなた方は正当化するでしょう。その方が疑惑を招かないし、紛らわしくない。一社入札は駄目だということになっていたんだけれども、一般公募したんだから一社入札でも正解ですという説明を僕は何度も聞いているから、今そうだと思うんだよ。とすれば、一般競争入

札でやればよかったんだよ。こんな機材なんかどこだって入る、やる気になれば。それをわざわざ指名したということと、5社がやめちゃったというところが、今回やはりちょっとおかしいんじゃないのという考え方を持たれる。そういうふうな入札制度だったということを申し上げて答弁は結構です。

○渡辺委員長 福島委員。

○福島委員 入札に対しては、実績評価ということなんだけれども、今まで県内で水戸市民会館みたいところは造っていないんだもの。この業者が全部どこかへやったということで出しているんでしょう。これ本当に実績評価があるの。こういうものをやったことはないと思う。ないというのは評価できていない。市内の業者が今までいっぱい市民会館のような施設ができて今日までやってきたなら分かるけれども、今まで一つもないんだもの。実績評価があるわけないんだよね。と思うんだけれども、そういう評価はどうなの。そういうのは全部あったんだ。

○渡辺委員長 実績評価の件について、ちょっと御答弁願います。

鈴木課長。

○鈴木契約検査課長 委員御指摘のとおり、水戸市民会館の実績というのはこれから物品購入していくわけなので、それはございません。ただ、類似の案件として、例えば茨城県民文化センターとか、その改修を行ったときの照明設備の物品購入とか、そういう類似施設の照明設備の物品購入の実績等を調べて指名選定をしております。

○渡辺委員長 福島委員。

○福島委員 だって、茨城県民文化センターの修理をやっているとか、維持管理をやっているというのは5社も6社も10社もやっているわけではないでしょう。たった一つの会社が維持管理をやっているんじゃないの。そうでしょう。だから、この中で実績評価はないんだ。なくてもいいんだよ、できるというなら。役所が決めたんだから。ただ、ないものをあつたがごとくそはつくなことなんだよ。そうでしょう。だって今まで県内に県民文化センターみたいな施設は勝田にあるのとここにあるのと、何件もないんだよ。これに反対はしないけれども、みんなやったことのない会社でしょうということ。市民会館はまだないんだもの。やるわけないでしょう。だから、やはり役所の方式でやったんだというなら分かるけれども、一般競争入札と同じくやればよかったんだ。

○渡辺委員長 委員長のほうから、今福島委員、袴塚委員、五十嵐委員のほうから、この入札について不信感を持たれるような案件になっているということで、今後も市民会館関係での備品の購入というのは、これからまたあるんです。ですから、今日の意見をしっかりと受け止めて、今後の入札の参考として、不信感を抱かれないような入札を進めていただきたいというふうに思っております。

松本委員。

○松本委員 これ契約というのは要するに、契約検査課のほうにお任せしたんですか。それともこれは新市民会館整備課のほうでやったということなんですか。

それと、その金額によって業者の選定というのが何社も出ているのは大体決まっていますよね。それに準じてこれはやったんですよね。そうすることによって、辞退がこれだけ出たということは、何社までが辞退出たらば、この入札は不調だということになるという規定はあるんでしょう。1社しか残らなかつたらどう

するの。これは不調になるんでしょう。ならないの。1社でも有効なの。

やはり入札の趣旨からしたら、できるだけ、予算に最低価格というのがあってほしいけれども、それに準じて、それで1社しか残らなくても有効だというのは、私はそれはちょっとおかしいなと思いますよ。これ5割がもう減っちゃっているんだから、半分しか残らないんだ。それでもこれが有効になったということなんだろうけれども、今後こんなことがあってはちょっとまずいなというふうに思います。

ですから、今後、庁内全部の入札も同じですけれども、やはりきちっとしたそういうルール、決まり、1社でも有効というのは、私はあり得ないと思う。その辺が私はおかしいと思う。10社のうち5社が減っちゃっても有効だというのは、ちょっといかがなものかと思います。その辺の見直し、これはやっていただきたいというふうに、委員長、これは要望でお願いします。

○渡辺委員長 契約のほうの主体はどっちでやっていたの。新市民会館整備課のほうでやっていたの。

鈴木課長。

○鈴木契約検査課長 ただいまの松本委員からの入札の事務手続の件について、お答えいたします。

入札とその事務手続と、あと契約までは、契約検査課のほうで行います。

○渡辺委員長 それでは、私が先ほど申したように、今後市民会館で次々と備品の購入がありますけれども、今の委員さんたちの意見をしっかり踏まえて対応していただきたいというふうに思います。

田中委員。

○田中委員 2点聞きたいと思いますが、今いろいろ議論があったのにもちょっと関連しますが、舞台照明機器（その1）のほうは、予定価格に対して契約金額が大体7割台、舞台照明機器（その2）のほうは8割台だと思っていますが、その予定価格に対して大分下がるわけですけれども、その決め方、今契約検査課長のほうから説明はあったんですけれども、導入するものというのは、もうこのように仕様書で決まっているのは、指定品もあれば参考品として3社ぐらいあるにせよ、もう決まっているということからしますと、ほぼその企業が幾らで入れるかによってしまうということになって、そもそも地元業者が仲介をするにせよ、そんなに競争ができないのかなというふうに思うんですけれども。それにしても、予定価格からすると大分落ちているんですが、その予定価格の決め方が果たして妥当だったのかという疑問があるんですけれども、その点ちょっと御説明をいただきたいということが1つ。

それから、もう一つは、さっき委員長も今後備品の購入があるというお話でしたけれども、今回、2つあわせて約7,600万円ですけれども、債務負担行為上は既に3億円が含まれていて、今後どういったものが出てくるのか、説明をいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

○渡辺委員長 まず1点目が積算の根拠、この予定価格。それと、2番は今後のことなんですけれども、これは簡潔にお答え願います。

それでは、鈴木課長。

○鈴木契約検査課長 ただいまの田中委員の御質問のうち、予定価格の決め方について御説明させていただきます。

まず、先ほどちょっと別な質問で御回答したように、3社の方々から入札に使ったものと同じ仕様書のほうを提示した上で参考見積調書を出しまして、その3社の中から一番安かったものを予定価格として設定し



ております。見積額は100%を採用しております。

○渡辺委員長 須藤課長，2番目の質問についてお答えください。

○須藤新市民会館整備課長 ただいまの御質問の2点目について，お答えいたします。

令和4年度予算で3億円を計上してございますけれども，この舞台照明に係る備品以外で舞台関係の備品といたしまして，舞台の幕，大道具，音響を予定しています。それから，一般備品といたしまして，家具類やカーテンレールを予定しております。

以上です。

○渡辺委員長 ほかにございますか。

萩谷委員。

○萩谷委員 私のほうからは仕様書についてなんですけれども，この仕様書というのは具体的にどういうプロセスで作っていったのか。大ホール，中ホール，小ホールの規模というのは決まっているかと思うんですが，実際にどういったものを使っていくかというのは，専門家とか設計業者とかと協議したんだと思いますが，その辺について。

○渡辺委員長 須藤課長。

○須藤新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えします。

仕様書に記載させていただきました内容につきましては，舞台関係の分科会におきまして設計者，施工者，関係者と協議を重ねまして，約2年ほど議論をして設定をさせていただいたものでございます。

以上です。

○渡辺委員長 よろしいですね。

萩谷委員。

○萩谷委員 具体的にどんなメンバーなのか。2年間やってきたということは，何か専門的な委員会みたいな感じでやったのか。

○渡辺委員長 太田市民協働部技監。

○太田市民協働部技監 ただいまの御質問にお答えをいたします。

照明に関する機材の選定に当たりましては，ただいま須藤課長が申し上げましたように，舞台分科会というものを開催してございます。そこに参加されているメンバーにつきましては，施工者，設計監理者，照明に関するコンサルタント，それから水戸芸術館の舞台美術の方々の御出席をいただきまして，議論を重ねてまいりました。

○渡辺委員長 よろしいですね。

ほかに質疑がないようですので，議案第33号及び議案第34号についての質疑を終わらせていただきます。

それでは，これより付託議案について，御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思います。

採決のほうは挙手によりお願いします。

議案第33号及び議案第34号について，質疑と同様に一括して採決を行いたいと思いますが，よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

議案第33号及び議案第34号について、まず御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 ないようですので、議案第33号及び議案第34号について、採決をいたします。

議案第33号及び議案第34号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○渡辺委員長 挙手多数であります。

よって、議案第33号及び議案第34号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

次に、この際、本会議における委員会報告書について、お諮りをいたします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

参考人におかれましては、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の特別委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時35分 散会